



三重県公報

令和4年11月8日 (火)

第 361 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
730	介護保険法の規定による居宅サービス事業者の指定	(長寿介護課)	2
731	介護保険法の規定による介護予防サービス事業者の指定	(同)	2
732	県民健康意識等にかかる調査の実施	(健康推進課)	2
733	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	3
公 告			
	土地改良区役員の退任の届出	(農地調整課)	4
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	4
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	4
	同件	(同)	5
	同件	(同)	5
	同件	(同)	5
	同件	(同)	5
	同件	(同)	5
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	5
特 定 調 達 公 告			
	随意契約の相手方を決定した旨	(警察本部)	6

告 示

三重県告示第 730 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を指定しました。

令和 4 年 11 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの種類
2470206190	医療法人富田浜病院 訪問介護事業所	三重県四日市市東茂福町 3-19	医療法人富田浜病院	令和 4 年 11 月 1 日	訪問介護
2470303716	訪問介護ステーション さらふるサポート 寺家	三重県鈴鹿市寺家八丁目 322-1	日本ライフケアソリューションズ株式会社	令和 4 年 11 月 1 日	訪問介護
2470506425	T E N N E ヘルパーステーション	三重県津市稲葉町 236 番地 1	株式会社 T E N N E	令和 4 年 11 月 1 日	訪問介護
2470802923	訪問介護りゅー	三重県伊勢市野村町 5557 番地	合同会社さくらもと	令和 4 年 11 月 1 日	訪問介護
2460190305	ナーシング桑名	三重県桑名市大仲新田 252 番 25	株式会社テクノケア伊勢	令和 4 年 11 月 1 日	訪問看護
2462790136	マチナス訪問看護ステーション	三重県多気郡多気町相可 1561 番地 1	株式会社マチナス	令和 4 年 11 月 1 日	訪問看護
2470206182	はちデイサービスセンター 四日市中川原	三重県四日市市中川原 1 丁目 6-35	株式会社八鳥本家	令和 4 年 11 月 1 日	通所介護

三重県告示第 731 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を指定しました。

令和 4 年 11 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの種類
2460190305	ナーシング桑名	三重県桑名市大仲新田 252 番 25	株式会社テクノケア伊勢	令和 4 年 11 月 1 日	介護予防 訪問看護
2462790136	マチナス訪問看護ステーション	三重県多気郡多気町相可 1561 番地 1	株式会社マチナス	令和 4 年 11 月 1 日	介護予防 訪問看護

三重県告示 732 号

県民健康意識等にかかる調査を次のとおり実施します。

令和 4 年 11 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 調査の目的
県民の健康づくりに関する意識等について把握し、三重の健康づくり基本計画等の最終評価及び次期計画策定に向けた基礎資料を得ることを目的とする。
- 2 調査の期間
令和 4 年 12 月 1 日（木）から同月 22 日（木）まで（22 日間）
- 3 調査対象者
令和 4 年 1 月 1 日現在で三重県内市町に住民登録している 15 歳以上の県民 6,000 人
- 4 調査の方法
郵送調査
- 5 調査の主な内容

- (1) 調査対象者の基本属性（性・年齢・居住地等）
- (2) 健康状態・意識に係る項目
- (3) 生活習慣に係る項目（睡眠・休養、食生活、生きがい・社会参加、運動、たばこ・アルコール、歯の健康）
- (4) 栄養摂取状況の調査

三重県告示第 733 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 11 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アドバンスモール松阪
松阪市小黒田町字池田 1-1 番地ほか 233 筆
- 2 変更事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

名 称	開店時刻	閉店時刻
コーナン商事株式会社	午前 6 時 30 分	午後 9 時 00 分
株式会社オークワ	午前 9 時 00 分	午後 11 時 00 分
株式会社しまむら	午前 10 時 00 分	午後 8 時 00 分
株式会社タナカふとんサービス	午前 10 時 00 分	午後 8 時 00 分
スギホールディングス株式会社	午前 10 時 00 分	午後 8 時 00 分
株式会社ハニーズホールディングス	午前 10 時 00 分	午後 8 時 00 分
株式会社ギガス	午前 10 時 00 分	午後 8 時 00 分
株式会社ヒマラヤ	午前 10 時 00 分	午後 8 時 00 分
株式会社フレンズ	午前 10 時 00 分	午後 8 時 00 分
株式会社マスダ	午前 10 時 00 分	午後 8 時 00 分

(変更後)

名 称	開店時刻	閉店時刻
コーナン商事株式会社	午前 6 時 30 分	午後 9 時 00 分
株式会社オークワ	午前 9 時 00 分	午後 11 時 00 分
株式会社しまむら	午前 10 時 00 分	午後 8 時 00 分
株式会社タナカふとんサービス	午前 10 時 00 分	午後 8 時 00 分
スギホールディングス株式会社	午前 9 時 00 分	午後 9 時 00 分
株式会社ハニーズホールディングス	午前 10 時 00 分	午後 8 時 00 分
株式会社ギガス	午前 10 時 00 分	午後 8 時 00 分
株式会社ヒマラヤ	午前 10 時 00 分	午後 8 時 00 分
株式会社フレンズ	午前 10 時 00 分	午後 8 時 00 分

株式会社マスダ	午前 10 時 00 分	午後 8 時 00 分
---------	--------------	-------------

- 3 変更年月日
令和 4 年 12 月 1 日
- 4 変更理由
来店客の利便性向上のため
- 5 届出の日
令和 4 年 10 月 24 日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和 4 年 11 月 8 日から令和 5 年 3 月 8 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出がありました。

令和 4 年 11 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

五十鈴川用水土地改良区(伊勢市鹿海町 991 番地)
退任理事
伊勢市鹿海町 319 番地

上 野 尚

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県知事から通知がありました。

令和 4 年 11 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間
令和 4 年 10 月 5 日から令和 5 年 3 月 20 日まで
- 3 作業地域
津市一志町波瀬、同市美杉町竹原、同市美杉町下之川、同市美杉町下多気、同市美杉町上多気、同市美杉町丹生俣、同市美杉町奥津、同市美杉町川上、同市美杉町三多気、同市美杉町石名原、同市美杉町杉平、松阪市柚原町、同市飯福田町、同市与原町、同市嬉野上小川町、同市嬉野小原町、同市嬉野岩倉町、同市嬉野合ヶ野町、同市嬉野矢下町、同市嬉野宮野町、同市嬉野森本町、同市嬉野滝之川町、同市嬉野釜生田町、同市嬉野井之上町、同市飯南町上仁柿、同市飯高町宮前及び同市飯高町赤桶

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 4 年 7 月 19 日に終了した旨、三重県四日市建設事務所長から通知がありました。

令和 4 年 11 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
四日市市采女町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 4 年 6 月 3 日に終了した旨、三重県尾鷲建設事務所長から通知がありました。

令和 4 年 11 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
 - 2 作業地域
尾鷲市三木里町
-

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 3 年 10 月 29 日に終了した旨、三重県尾鷲建設事務所長から通知がありました。

令和 4 年 11 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
 - 2 作業地域
尾鷲市三木里町
-

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 4 年 10 月 19 日に終了した旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和 4 年 11 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
 - 2 作業地域
いなべ市藤原町篠立及び同市藤原町西野尻
-

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 4 年 1 月 31 日に終了した旨、三重県尾鷲建設事務所長から通知がありました。

令和 4 年 11 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
 - 2 作業地域
北牟婁郡紀北町長島
-

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 4 年 5 月 16 日に終了した旨、三重県尾鷲建設事務所長から通知がありました。

令和 4 年 11 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（地形測量）
 - 2 作業地域
北牟婁郡紀北町長島
-

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 4 年 11 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和4年 10月25日	三重郡川越町大字高松字古里 412-1 ほか3筆	四日市市城山町 6-19 森 伝 二
令和4年 10月26日	亀山市川崎町字赤崩 1656-1 ほか5筆	愛知県名古屋市中川区吉津1丁目 2109 日本ライフケアソリューションズ株式会社 代表取締役 位 田 篤 史

特定調達公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令4年11月8日

三重県警察本部長 佐野 朋 毅

- | | | |
|---|--------------|--|
| 1 | 特定役務の名称 | 交通情報総合管理システム改修業務委託及び運用保守業務委託 |
| 2 | 担当部局 | 津市栄町一丁目 100 番地
三重県警察本部警務部会計課 |
| 3 | 契約の相手方を決定した日 | 令和4年10月26日 |
| 4 | 契約の相手方 | 津市栄町二丁目 312 番地
日本電気株式会社三重支店 支店長 高松 正嘉 |
| 5 | 契約金額 | 62,136,800 円（うち消費税及び地方消費税 5,648,800 円） |
| 6 | 決定手続 | 随意契約 |
| 7 | 随意契約の理由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号に該当 |

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
